

## 答申第76号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年3月1日付けで行った公文書不開示決定は妥当ではなく、平成27年度に公文書の全部を開示する決定が行われた735件分の公文書開示請求書は、開示請求者又は個人が特定できる箇所を除き開示すべきである。

#### 2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成27年度、情報公開の開示735件の内容のわかる文書。

- (2) 実施機関は、平成29年2月10日付けで本件開示請求に係る補正依頼を次のとおり行った。

「平成27年度、情報公開の開示735件の内容のわかる文書。」とありますが、「内容のわかる文書」とは、「公文書の全部を開示する決定が行われた公文書開示請求書」と理解してよろしいですか。

- (3) 審査請求人は、平成29年2月21日付けで、補正依頼に対する回答を次のとおり行った。

相違ありません。

- (4) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

平成27年度に公文書の全部を開示する決定が行われた735件分の公文書開示請求書

- (5) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年3月1日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

条例第7条第2号（個人情報）及び同条第6号（事務・事業情報）に該当するため

- (6) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求め

る審査請求を行った。

### 3 審査請求の理由

津市長前葉泰幸の公文書不開示決定は情報隠しで私事に関する情報に当たるということはできず、不開示決定は違法である。

### 4 実施機関の不開示理由説明

公文書開示請求に係る請求者の郵便番号、住所、氏名及び連絡先は、特定の個人が識別され得るものであり、条例第7条第2号（個人情報）に該当する。

公文書開示請求は、その請求内容が情報公開によって公開されるとなれば、開示請求者は開示請求を躊躇するおそれがある。知る権利や公文書を開示請求する権利を抑制し、情報公開制度の趣旨に反するものであるから、条例第7条第6号（事務・事業情報）に該当する。

前述秘匿箇所を除けば、開示できる情報は様式体裁のみであり、何ら得られる情報はないことから、部分開示ではなく不開示とした。

### 5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書の全部を不開示とした決定が適正であるか否かについて争っていることから、当審査会は、本件処分の妥当性について検討する。

#### (1) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。

開示請求者に係る記載事項には、開示請求者の郵便番号、住所、氏名、電話番号及び個人の印影があり、そのいずれについても条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると認められる。

次に、請求する公文書の件名又は内容の項目については、請求しようとする公文書以外に、個人に関する情報及び特定の個人を識別することはできないが他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報を記載したものが存在する。この場合における当該箇所については、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると認められる。

#### (2) 条例第7条第6号（事務・事業情報）の該当性について

条例第7条第6号は、行政機関が行う事務又は事業に関する情報であっ

て、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについて不開示情報としたものである。

実施機関は、開示請求内容が公開される可能性があるならば、開示請求者は、開示請求を行うことを躊躇するおそれがあり、住民の知る権利を尊重するとした情報公開制度の趣旨に反するものであることから、本件公文書は、請求する公文書の件名又は内容の項目を含み、その全てを不開示とすべきと主張する。

開示請求内容が将来公開される可能性があることをもって、開示請求しようとする者が、開示請求を行うことを躊躇するおそれがあるという点について、その可能性を否定するものではないが、本件公文書の全てを不開示とする実施機関の判断は、原則公開を旨とする情報公開制度の大原則に反するものである。

本件公文書のうち、条例第7条第2号に該当する情報が含まれる例を除いたものについては、開示請求者の情報を秘匿すれば、請求する公文書の件名又は内容を開示したとしても開示請求者の権利利益を侵害するおそれはないことから、条例第7条第6号の適用範囲は、開示請求者が特定できる箇所に限定すべきである。

### (3) 条例第8条第1項（部分開示）の適用について

条例第8条第1項は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならないと規定したものである。

前述の開示請求者又は個人が特定できる情報は、他の情報と容易に区別することができ、区分して除いた場合においても当該開示請求の趣旨が損なわれるものではないことから、条例第8条第1項を適用すべきであると解する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂